

令和4年1月6日

千葉市内高齢者施設 施設長 様
千葉市内介護保険事業所 管理者 様

千葉市保健福祉局高齢障害部
介護保険事業課長

新型コロナウイルスの感染拡大防止について（通知）

貴職におかれましては、新型コロナウイルスの感染防止のためにご尽力いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症について、従来株と比較して感染力高いオミクロン株が千葉県内においても確認されております。

つきましては、感染の再拡大を起こさないよう、これまでと同様、下記のとおり基本的な感染対策を徹底してくださるようお願いいたします。

記

1 基本的な感染対策の継続をお願いします

- (1) ワクチンの接種に関わらず、飛沫防止効果の高い不織布マスク等を正しく着用し、こまめな手洗い、手指消毒、体調管理、三密回避、換気といった基本的な感染対策をお願いいたします。
- (2) 飲食時は感染リスクが高まりますので、食事中であっても会話をする際はマスクを着用するとともに、家族・友人など親しい間柄であっても、感染対策を徹底してください。
- (3) 発熱、咳など少しでも体調が悪い場合は、外出・移動を控え、医療機関に電話連絡した上で、すぐに受診してください。

◆千葉市の高齢者施設・介護保険事業所において、陽性者や濃厚接触者が発生した事例

- ・従事者が発熱、咳等の症状の自覚があるにもかかわらず勤務継続し、その後陽性判明。利用者や他の従事者に感染を広げてしまった。
- ・日頃から利用者と従事者が同じテーブルで食事を取っており、従事者の陽性判明により、利用者及び従事者に多くの陽性者・濃厚接触者が発生した。
- ・従事者が複数人で休憩室や喫煙所を使用し、陽性者・濃厚接触者が発生した。
- ・カラオケで歌い（マスク無し）、飛沫が多く飛んだことにより、感染が広がった。

2 陽性者、濃厚接触者、PCR検査受検者が発生した場合

- (1) 利用者や従事者等で陽性者、濃厚接触者、自らの体調不良等によるPCR検査等受検者が発生した場合は、必ず別紙様式「コロナウイルスに関する報告書」により千葉市介護保険事業課あてに電子メール等でご報告ください。
- (2) 感染防止の取り組みにつきましては、「介護現場における感染対策の手引き」、「介護職員のための感染対策マニュアル（施設系）（通所系）（訪問系）」等を参考にし、感染拡大防止に留意してください。

※厚生労働省 介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

担当：千葉市保健福祉局 高齢障害部 介護保険事業課
施設支援班 電話 043-245-5256
事業所支援班 電話 043-245-5062
企画指導班 電話 043-245-5068

E-mail kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp